

---

---

# 北海道算数数学教育会小学校部会会則

---

---

## 1 名称と目的

本会は、北海道算数数学教育会小学校部会といい、本道小学校算数教育の振興を目的とする。

## 2 事業

本会は、1の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会を年1回以上開催。
- (2) 本道の算数教育振興のための必要な調査研究
- (3) 会報の発行。
- (4) 講習会・講演会の開催。
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業。

## 3 会員

- (1) 正会員……本道小学校、その他これに準じる学校の教職員。
- (2) 賛助会員……本会の目的に賛同するもの。

## 4 組織

- (1) 本部……本会の本部は、札幌におく。
- (2) 支部……本道各地に支部をおくことができる。

## 5 構成及び任務

- (1) 部会長……1名、本会を代表する。
- (2) 副部会長……若干名、部会長を補佐する。
- (3) 監事……1名、会計の監査をする。
- (4) 代議員……若干名、本会の代議員会に出席する。
- (5) 常任幹事……若干名、本会の運営にあたるとともに、本会の常任幹事会に出席する。
- (6) 事務局員……若干名、事務局の運営にあたる。
- (7) 顧問……若干名、部会長の諮問に応じ、意見を述べる。
- (8) 役員……部会長、副部会長、監事を本会役員とする。

## 6 選任

- (1) 正・副部会長及び監事・代議員は常任幹事会で選出し、総会で報告する。
- (2) 常任幹事及び事務局員は、部会長の委嘱による。
- (3) 顧問は、総会において委嘱する。

## 7 任期

役員の任期は2か年とする。但し再任を妨げない。2か年の任期内に役員が退任した場合、後任者は前任者の任期残年数をその任期とする。

## 8 会議

- (1) 総会……研究大会の折に開催し、本会の事業全般について協議する。
- (2) 代議員会……正・副部会長及び代議員をもって構成し、部会の組織及び運営を協議する。
- (3) 常任幹事会……正・副部会長及び常任幹事をもって構成し、部会の組織及び運営を協議するとともに、会の運営にあたる。

## 9 会計

- (1) 本会の会計は、会費・事業収入及び寄付金により執行する。
- (2) 会費は、正会員・賛助会員とも、年額1,500円とする。

## 10 事務局

- (1) 事務局長、事務局次長は、常任幹事の中より、部会長が委嘱する。
- (2) 事務局は、事務局長在勤の学校におく。
- (3) 事務局に次の5部をおく。  
庶務、会計、研究、広報、組織・情報
- (4) 会計の職務は、会計部長在勤の学校におく。

## 11 年度

本会の事業及び会計年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

## 12 会則の改廃

本会則の改廃は、総会の決議による。

## 13 付則

本会則は、昭和53年9月21日から施行する。  
平成17年5月14日会則一部改正  
平成19年5月19日会則一部改正  
平成23年5月14日会則一部改正